

4月から国民健康保険 税率が変わります

平成30年度国民健康保険税率等について

平成30年度より国民健康保険税の算定方式および税率が下記のとおり改定となります。

後期高齢者支援金分は税率が上がりますが、国民健康保険加入者全ての方に係る医療給付費分と合わせると、全体的に税額は下がります。

所得割…前年の所得に対する税額
均等割…1人当たりに係る税額
平等割…1世帯当たりに係る税額

※資産割は平成30年度から廃止となります。

平成30年度納税通知書送付について

平成29年度より継続して国民健康保険に加入されている方は、5月中旬（暫定賦課分）と7月中旬（本賦課分）に納税通知書を送付します。



4月1日以降に新規に国民健康保険に加入された方および年金差し引きにより国民健康保険税を納めている方は、7月中旬に納税通知書を送付します。

問／税務課（☎内線245・246）

税率表

	医療給付費分 (国保に加入する すべての方)		後期高齢者支援金分 (国保に加入する すべての方)		介護納付金分 (国保に加入する 40歳以上65歳未満の方)	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割	7.40%	6.31%	2.10%	2.44%	2.30%	1.94%
資産割	14.50%	廃止	4.80%	廃止	4.00%	廃止
均等割	29,000円	25,100円	7,500円	9,700円	10,000円	9,900円
平等割	26,500円	17,600円	8,400円	6,800円	7,900円	5,000円

4月から 介護保険料が変わります

介護保険は高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みです。保険料や税金、利用者負担が介護保険サービスの財源となっています。

市では高齢者人口の増加に伴う介護サービスの利用に係る費用の増加や、国の定める介護報酬が増額改定となったことなどにより、65歳以上の方の介護保険料の基準額を変更します。

また、所得段階区分も、9段階から10段階に細分化します。

平成30年度の介護保険料額は、7月に本算定を行い決定し、徴収方法に依りて順次お知らせします。

介護が必要になったとき、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料の納付にご協力をお願いします。

※詳細は、「第7期新しい高齢者福祉と介護保険ガイドブック」をご覧ください。

平成30～32年度 介護保険料基準額

月額5,998円
(年額71,900円)

※所得段階区分に応じて
保険料額が異なります。

問／保険料について…税務課（☎内線246）
制度について…介護福祉課（☎24-3016）